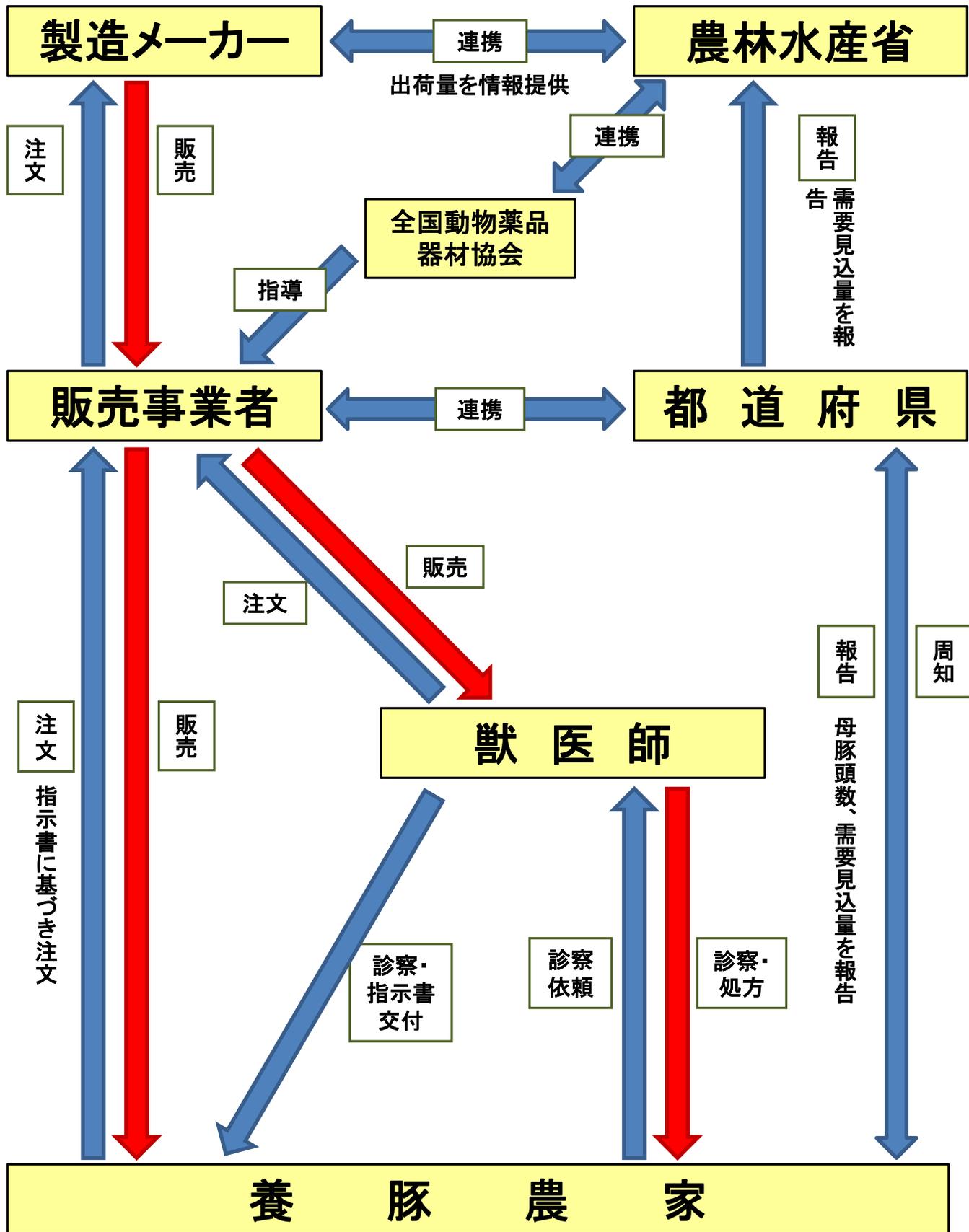


PEDワクチンの円滑供給体制



PEDワクチンの円滑供給体制

1. 都道府県別の需要見込量の作成

- 都道府県は、養豚農家の需要見込量を取りまとめ、農林水産省に報告。
- 農林水産省は、都道府県別の需要見込量を作成し、製造メーカーに情報提供。

2. 獣医師の指示書の交付

- 養豚農家に対して、接種適期を確認した上でワクチンを正しく使用するよう指導。
- 養豚農家に対する指示書の交付は、養豚農家から情報提供される需要見込量の範囲で行い、指示書には、接種する妊娠豚の頭数及び接種予定日を明記。
- 養豚農家に代わり、獣医師自らが販売事業者に注文する際は、養豚農家から提供される需要見込量の範囲で注文。

3. 製造メーカーからの情報提供

- 製造メーカーは、農林水産省に受注量及び出荷量を情報提供。

4. 養豚農家の適切なワクチン使用

- 獣医師の指導に従い、接種適期を確認した上で正しくワクチンを使用。
- 獣医師に対し指示書の交付等を依頼する際は、需要見込量を情報提供。